

## 買手が行うインボイスの修正

インボイスに誤りがあった場合には、原則、売手は修正後のインボイスを交付しなければならず、買手は受領したインボイスの修正や追記は認められていないこととされています。ただし、受領したインボイスに修正や追記を行っても認められる場合があります。Q&A形式で確認します。

### Q.

インボイス発行事業者であるA社からインボイスとなるべき請求書を受領したのですが、そこには軽減税率対象品目である旨の記載がないため、インボイスの要件を満たしていません。再交付を受けることなくインボイスの要件を満たす方法はありませんか？

### A-1.

#### 記載事項に誤りがある場合

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。

- ① 売手であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイスの交付を求める
- ② 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受ける

ご相談者様は①以外の方法が希望のため、②の方法によります。

#### A-2. 再交付以外の方法

②の対応として下記例があります。これは買手がインボイスを修正して、売手に確認を受ける方法です。この方法により、その書類はインボイスと同時に修正事項を明示した仕入明細書等にも該当します。この書類を保存することで、仕入税額控除が適用できます。

#### 【インボイスを修正し、インボイス及び仕入明細書等とする例】

請求書	
(株)B社 御中	(株)A社 T9876543210987
10/1 オレンジジュース	108,000円
10/2 キッチンペーパー	110,000円
10% 税抜 100,000円	税10,000円
8% 税抜 100,000円	税8,000円

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

請求書	
(株)B社 御中	(株)A社 T9876543210987
10/1 オレンジジュース	※ 108,000円
10/2 キッチンペーパー	110,000円
10% 税抜 100,000円	税10,000円
8% 税抜 100,000円	税8,000円

※は軽減税率対象  
訂正事項につき11月1日先方確認済み

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である(株)A社へ確認を受けることで、インボイス及び修正事項を明示した仕入明細書等となる

(注)上記例の場合、売手はインボイスの再交付は不要ですが、当初交付したインボイスの写しの保存が必要です。また、売手が売上税額の積上げ計算を行う場合には、確認を行った仕入明細書等をインボイス等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

(参考：国税庁「お問合せの多いご質問(多く寄せられるご質問(令和5年11月13日更新) 問⑥)」)

# 財産債務調書の提出対象者と提出期限の改正

これまで個人の確定申告とほぼ同時に提出をしていた「財産債務調書」について、令和5年分から提出義務者と提出期限などが見直されています。概要を確認しましょう。

## 財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の12月31日現在保有している財産及び債務の明細を作成し、一定の期限までに税務署へ提出しなければなりません。この明細のことを「財産債務調書」といいます。

## 改正の概要

令和4年度税制改正により、令和5年分以後の財産債務調書の提出義務者や提出期限などが見直されました。

### 【改正による主な相違点】

	～令和4年分(改正前)	令和5年分～(改正後)
提出義務者	確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、次の①及び②を満たす方 ① その年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超えていること ② その年12月31日現在、その合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産 <sup>※</sup> を有すること	次のいずれかに該当する方 ① 左記(改正前)に該当する方 ② その年12月31日現在、その合計額が10億円以上の財産を有する方
提出期限	原則、翌年3月15日	原則、翌年6月30日
記載簡略	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について100万円未満であれば記載の簡略が可能	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について300万円未満であれば記載の簡略が可能 その他、預貯金なども新たに記載の一部省略が可能に

(※)有価証券、未決済信用取引など  
参考:国税庁「財産債務調書制度等の見直しについて(令和4年7月)」

## 実務上のポイント

### (1) 後倒しで作成に余裕が

作成した申告書に基づき提出基準の2,000万円超えの判断をする場合、提出期限が確定申告と同日であったことから、慌ただしい中で作成のご協力を仰ぐ場合もありました。

改正により提出期限が後倒しされたことで、今後はこのような事態が避けられます。

### (2) 申告要否や所得金額に関係なし

これまでは「確定申告不要 or 所得金額の合計額2,000万円以下＝財産債務調書の提出不要」が常識でしたが、改正により、確定申告が不要でも、所得金額の合計額が2,000万円以下であっても、総額10億円以上の財産を有している場合には、財産債務調書の提出が必要となる点に留意しましょう。

### (3) 記載の省略が可能となる項目が拡大

家事用動産の記載省略範囲が100万円未満から300万円未満へと広がった他、預入高について1口当たりの預入高が50万円未満の預貯金は口座番号の記載だけでよいなど、記載の簡略範囲が広がっています。

財産債務調書は、提出しなかっただけの罰則はないものの、一定の申告もれに対する加算税について5%加重措置があります。また税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられている点にもご留意ください。

# 社長のための財務 固定比率と固定長期適合率

ここでは、会社の長期的な支払い能力を示す指標である、固定比率と固定長期適合率についてみていきます。

## 固定比率と固定長期適合率

固定比率とは、固定資産のうちどの程度が返済不要の純資産でまかなわれているかを示す指標です。「固定資産÷純資産×100」で算出でき、**100%以下が望ましい**といえます。

固定資産は本来、純資産でまかなうべきものです。しかし、日本の中小企業は間接金融への依存度が高いため、純資産と長期借入金（固定負債）の総額でバランスを見る方が現実的といえます。これを「固定長期適合率」といいます。

固定長期適合率は、「固定資産÷（純資産＋固定負債）×100」で算出できます。**100%以下であるべきですが、一般的に70%以下が望ましい**といわれています。

## 固定資産・純資産・固定負債

固定資産は、長期にわたって使用・保有できる資産をいい、有形固定資産と無形固定資産、投資その他の資産があります。有形固定資産は、土地や建物、車両のように具体的な形態を持つものです。無形固定資産は、電話加入権や特許権のように具体的な形態を持たないもので、営業権、借地権、ソフトウェアなども該当します。投資その他の資産は、長期にわたって所有する有価証券や出資金、長期貸付金等が該当します。

純資産は、会社設立時や増資の際に株主から集めた資本金と会社の利益の積み上げをいいます。純資産は返済不要のものからなるため、「自己資本」とも呼ばれます。

固定負債は、1年を超えて支払いの義務が発生する負債をいい、長期借入金や社債などが該当します。

## 産業別の固定比率等は

中小企業庁が2023年7月に発表した資料\*から、産業別に中小企業（法人企業）の2021年度の固定比率と固定長期適合率を算出してまとめると、下表のとおりです。

	固定比率	固定長期適合率
法人企業合計	113.8	63.8
建設業	75.5	48.2
製造業	94.0	58.3
情報通信業	56.4	42.5
運輸業、郵便業	164.0	73.4
卸売業	80.0	53.3
小売業	117.9	63.5
不動産業、物品賃貸業	177.7	77.5
学術研究、専門・技術サービス業	104.1	74.8
宿泊業、飲食サービス業	463.0	83.7
生活関連サービス業、娯楽業	169.0	77.1
他に分類されないサービス業	153.3	71.3

中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」より作成

貴社の固定比率等と比べてみてはいかがでしょうか。

\*中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」

全国の中小企業の中から選出した約11万社を対象とした調査です。ここでの固定資産は有形固定資産＋無形固定資産＋投資その他の資産、固定負債は社債＋長期借入金（金融機関）＋長期借入金（金融機関以外）＋その他の固定負債、純資産は資本金＋資本剰余金＋利益剰余金＋自己株式となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&itoukei=00553010&tstat=000001019842>

# 副業がある人は300万人を突破

国の進める働き方改革により、副業が可能な環境が整ってきています。ここでは、2023年7月に発表された調査結果\*から、都道府県別の副業に関するデータをご紹介します。

## 増加する副業がある人

上記調査結果から、都道府県別に副業がある人の数などをまとめると下表のとおりです。

2022年10月時点の全国で副業がある人は304.9万人となり、2017年から59.8万人の増加です。

都道府県別では、東京都が52.4万人で最も多くなりました。次いで、神奈川県と大阪府、愛知県、埼玉県などで、副業がある人の数が多くなりました。最も少ないのは鳥取県と徳島県の1.4万人でした。

## 副業者比率は4.8%

全国の副業者比率（副業がある人の割合）は4.8%で、2017年から0.9ポイントの増加です。都道府県別では、東京都が7.5%で最も高く、東京都が6.5%で続いています。最も低いのは宮崎県の3.3%でした。

人材不足対策として、副業人材を活用する企業があります。業務内容などにもよりますが、人材不足の企業では検討の余地があるかもしれません。

都道府県別の副業がある人と副業者比率（万人、%）

	副業がある人	副業者比率	副業がある人	副業者比率	副業がある人	副業者比率		
全国	304.9	4.8	富山県	2.3	4.4	鳥根県	1.7	5.3
北海道	10.5	4.2	石川県	2.6	4.5	岡山県	4.4	4.8
青森県	2.0	3.7	福井県	1.9	4.8	広島県	6.3	4.5
岩手県	2.6	4.7	山梨県	2.0	4.8	山口県	2.8	4.4
宮城県	4.5	4.0	長野県	5.4	5.3	徳島県	1.4	4.4
秋田県	1.8	4.1	岐阜県	4.2	4.2	香川県	1.8	4.0
山形県	2.2	4.5	静岡県	6.7	3.6	愛媛県	2.6	4.3
福島県	3.6	4.1	愛知県	19.0	4.8	高知県	1.6	5.2
茨城県	5.7	4.1	三重県	3.6	4.1	福岡県	10.2	4.0
栃木県	4.1	4.3	滋賀県	3.3	4.6	佐賀県	1.8	4.8
群馬県	4.0	4.2	京都府	9.7	7.5	長崎県	2.5	4.3
埼玉県	17.2	4.5	大阪府	21.5	4.8	熊本県	3.5	4.4
千葉県	13.6	4.3	兵庫県	12.5	4.8	大分県	1.8	3.5
東京都	52.4	6.5	奈良県	3.0	4.9	宮崎県	1.6	3.3
神奈川県	25.3	5.1	和歌山県	2.3	5.6	鹿児島県	3.1	4.2
新潟県	4.5	4.3	鳥取県	1.4	5.5	沖縄県	3.0	4.3

総務省「令和4年就業構造基本調査」結果の概要より作成

\*総務省「令和4年就業構造基本調査」

全国の約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）を対象に、2022年（令和4年）10月1日現在で行われた調査です。副業とは主たる仕事以外に就いている仕事をいい、ここでの副業がある人は非農林業従事者のうち副業がある人です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/shugyoku/2022/index2.html>



# 1月のお知らせ

事業主の  
みなさまへ

## トキワビジネス協同組合 令和6年 新春懇話会



- ❖日時 令和6年1月18日(木) 午後3時00分 開会
- ❖場所 埼玉グランドホテル深谷 深谷市西島町1-1-13
- ❖日程 I、講演① 寺山税理士事務所 所長 税理士 寺山智久  
講演② 映像クリエイター 浅沼 奨(S.M.)氏  
II、懇親会



## 令和6年4月より 労働条件明示のルールが変更になります

労働者の募集や労働契約の締結・更新の際に明示すべき労働条件が追加されます！  
明示するタイミングにもご注意ください。

### 今回の改正で追加される明示事項の記載例

記載が必要な項目	記載例
就業場所	(雇入れ直後)埼玉本社 (変更の範囲)〇〇支社 …①
業務内容	(雇入れ直後)一般事務 (変更の範囲)〇〇事務 …①
契約期間	期間の定めあり(2024年4月1日～2025年3月31日) 契約の更新 有(〇〇により判断する) 更新上限 有(通算契約期間の上限 〇年/更新回数の上限 〇回) …②
無期転換申込機会	「本契約期間中に無期労働契約締結の申込みをした時は、 本契約期間満了の翌日から無期雇用に転換することができる」等 …③
無期転換後の労働条件	「無期転換後の労働条件は本契約と同じ」又は 「無期転換後は、労働時間を〇〇、賃金を〇〇に変更する」等 …④

### 全ての労働者に対する明示事項

1

#### 全ての労働契約の締結時 有期労働契約の更新時

「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容とこれらの「変更の範囲」について明示

### 有期労働契約労働者に対する明示事項

2

#### 有期労働契約の締結時・契約更新時

更新上限の有無(通算契約期間または更新回数の上限)と内容を明示

+更新上限を新設・短縮する場合その理由をあらかじめ説明

3

#### 「無期転換申込権」が発生する更新時

無期転換を申込みことができる旨を明示

4

#### 「無期転換申込権」が発生する更新時

無期転換後の労働条件を明示

+無期転換後の労働条件決定時に、他の社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努める

★令和6年1月の営業土曜日は  
以下のとおりです。



6日(土) 営業(税務)  
13日(土) 休  
20日(土) 営業(労務)  
27日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



年末年始の休業日

令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)